

平成30年7月6日

保護者 様

各務原市立鵜沼第一小学校
校長 石田 稔

出席停止の措置について

下記の疾患は、学校において予防すべき感染症ですので、出席停止となります。医師より診断を受けましたら、学校へご連絡をください。出席停止の期間は、「学校保健安全法施行規則」等で、下記のように示されています。流行を予防するために、医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えていただけるようお願いいたします。

なお、医師より登校の許可がでましたら、別紙「(様式2) 出席停止の解除について」に**保護者が記入**し、治癒して登校される際に担任へご提出ください。(以前までの証明書の提出は必要ありません) よろしく申し上げます。

記

病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発病後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水 痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結 核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

